

お客様へ重要なお知らせ

「特定口座年間取引報告書」交付省略にかかる約款の改正について

2012年12月吉日
岡安証券株式会社

これまで、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れが発生していない場合においても「特定口座年間取引報告書」を毎年交付しておりましたが、平成24年度税制改正により、該当するお客様への同報告書の交付が不要となりました。

つきましては、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れが発生していない場合、お客様へ「特定口座年間取引報告書」を交付しないこととさせていただきます。

なお、当該お客様で「特定口座年間取引報告書」について、郵送等をご希望される場合、お手数ではございますが、お取引店までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、本取扱いの変更に伴い、本年12月25日に「岡安証券約款・規定集」について、下記の通り一部改正いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、まことに恐れ入りますが、お取引店の担当者までお問合せください。

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」新旧対照表

(下線部変更)

新	旧
(年間取引報告書等の送付) 第10条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。 なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引のなかった特定口座については、 <u>特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客様から請求があった場合は、この限りではありません。</u>	(年間取引報告書等の送付) 第10条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。 (新設)

「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」新旧対照表

(下線部変更)

新	旧
(年間取引報告書等の送付) 第10条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。 なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引のなかった特定口座については、 <u>特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客様から請求があった場合は、この限りではありません。</u>	(年間取引報告書等の送付) 第5条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。 (新設)